

ハニカム・テクノリサーチ株式会社

サービス利用規約

-目次-

第1章 共通事項	P1
第2章 SDS・ラベル 翻訳作成サービス	P7
第3章 SDS 対象国法規制保守管理受託サービス	P8
第4章 中国化学品24時間救援電話サービス	P9
第5章 中国国内連絡先電話番号提供サービス	P11
第6章 台湾毒性化学品24時間緊急対応電話サービス	P12
第7章 台湾秘密保持申請サービス	P14
第8章 化学物質登録サービス	P15
第9章 年間基本コンサルティングサービス 及びグローバル化学品法規制顧問業務	P16
第10章 ケミスパート会員	P17
第11章 翻訳サービス	P23
第12章 ハニカム・テクノロジー株式会社 RRMS 使用許諾 (規約種類:Subscription 型 ver1.0)	P24
第13章 ハニカム・テクノロジー株式会社 RRMS 使用許諾 (規約種類:購入型 ver1.0)	P28
別紙 ハニカム・テクノロジー株式会社の支払いについて	

第1章 共通事項

1. 利用規約

(1) 本利用規約(以下、本章において「本規約」という。)は、ハニカム・テクノロジー株式会社(以下、「弊社」という。)が提供する有償サービス(以下、本章において「本サービス」という。)に関して、貴社と弊社との間の本サービスの利用に関する共通事項を定めます。なお、本章第11条第2項に定める弊社のグループ企業が、貴社と契約の上で貴社に対して一部の本サービスを提供する場合にも本規約を適用するものとします。この場合、本規約の「弊社」を、弊社の各グループ企業に読み替えて適用するものとします。

(2) 本サービス中の、各サービスに固有の事項がある場合は、第2章以下の各章に定めます。各サービス固有の定めが、第1章の定めと抵触する場合は、各サービス固有の定めが優先します。

第2章 SDS・ラベル 翻訳作成サービス

第3章 SDS 対象国法規制保守管理受託サービス

第4章 中国化学品24時間救援電話サービス

第5章 中国国内連絡先電話番号提供サービス

第6章 台湾毒性化学品24時間緊急対応電話サービス

第7章 台湾秘密保持申請サービス

第8章 化学物質登録サービス

第9章 年間基本コンサルティングサービス及びグローバル化学品法規制顧問業務

第10章 ケミスパート会員

第11章 翻訳サービス

第12章 ハニカム・テクノロジー株式会社 RRMS 使用許諾

(規約種類:Subscription 型 ver1.0)

第13章 ハニカム・テクノロジー株式会社 RRMS 使用許諾

(規約種類:購入型 ver1.0)

(3) 本サービスを利用された場合、本規約に同意したものとみなします。

(4) 2020年10月1日時点で、本規約以外に、貴社弊社間に別途書面による合意又は契約書がある場合は、当該合意又は契約書を優先させることとします

2. 本規約の変更

弊社は、本規約による取引の継続中、本規約の条項の変更が必要になったときは、貴社の一般の利益に適合する場合、又は、契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合に、条項を将来に向かって変更することができるものとします。変更した場合、弊社は、あらかじめ弊社ウェブサイトに掲載します。また、変更後の本規約の効力発生日以降に貴社が本サービスを利用したときは、貴社は、本規約の変更に同意したものとみなします。

3. 契約の成立

弊社による御見積兼発注書の発行を受け、貴社が弊社に対して発注書(あるいは弊社が認める発

注書に代わる文書)を提出、又はオンライン発注システム上での発注処理をすることによって本規約に同意されたものとし、弊社がこれに対し受諾の通知をしたときに契約が成立したものとみなします。

4. 関連資料の提供

- (1) 貴社は、弊社に対し、弊社が本サービスを提供するために必要な資料および情報(以下、併せて「関連資料」という。)を開示、提供するものとします。
- (2) 弊社は、貴社から開示、提供された関連資料を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、本サービス提供の目的以外に使用し、または第三者に開示、漏洩しないものとします。
- (3) 貴社が、関連資料を自ら開示、提供できない場合、弊社は、独自に調査をおこない、第三者から取得したうえで、これを弊社により提供されたサービス内容(以下、本章において「成果物」という。)に含めることができるものとします。(以下、第三者から取得した情報を「第三者提供情報」という。)
- (4) 貴社は、原則として第三者提供情報について、自らのために一切使用してはならず、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

5. 納品の形態

弊社が遂行したサービスは、原則として、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は PDF 等のデータ形式で、電子メールに添付した形で納品します。

6. 代金の支払方法

利用料金については、貴社の求めに応じて御見積兼発注書を作成します。弊社は、発注受諾メール送信後、各サービス内容によって、適切な時期に請求書を発行します。お支払い条件については、本規約「別紙 ハニカム・テクノロジー株式会社へのお支払いについて」に定めます。

7. 業務代行

- (1) 本規約において、業務代行とは、貴社に代わって、弊社が一定の事務を行うことをいいます。一定の事務には、各国政府当局への化学物質の届出・申請・報告などが含まれます。
- (2) 弊社は、お客様に代わって、一定の事務を、善良なる管理者の注意をもって行うものとします。
- (3) 弊社は、一定の事務を前項に従って、適切に実施し、完了させるものとしますが、その結果から得られる成果(各国政府当局への化学物質の届出・申請後の、当局の判断や物質リストへの収載など)は保証対象に含まれません。

8. 成果物の権利の帰属及び責任範囲

(1) 権利の帰属

弊社の成果物について、その中に含まれる一切の権利は、下記のものを除き、貴社に帰属するものとします。

- ①弊社が従前から保有していた著作権その他一切の知的財産権(以下、本章において合せて「知的財産権等」という。)
- ②弊社がサービス遂行の過程で創作又は取得したノウハウ、様式、あるいはシステム、汎用的な利用が可能な知的財産権等
- ③第三者が知的財産権等を有するものについて弊社が許諾を受けて利用した場合の知的財産権等

(2) 責任範囲

貴社が成果物の活用において被る損害については、弊社は一切の責任を負いません。

9. 緊急の措置

弊社は、本サービスの実施に伴い緊急に貴社からの指示を受けるべき事態が発生した場合は、速やかに貴社に連絡しその指示を受けるものとし、貴社からの指示を受けることができず適宜の応急措置をとったときは、事後速やかに貴社に報告するものとします。

10. 権利の譲渡等の禁止

弊社は、書面による貴社の事前承諾がない限り、本サービスの契約に基づく一切の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、またはその他の処分をしません。

11. 再委託又は下請負

(1) 弊社は、本サービスを誠実に遂行するため、本サービスの全部または一部につき、提携先に再委託または請負わせることができる。ただし、弊社は、当該提携先に対し、本規約にて自己が負うと同等の義務を遵守させるとともに、提携先の義務の履行につき責任を負うものとします。

(2) 下記に示す弊社のグループ企業(以下、本章において「グループ企業」という。)につき、共同作業を行うことが予定されています。共同作業を行う場合、弊社は、グループ企業に対し、本規約にて自己が負うと同等の義務を遵守させるとともに、グループ企業の義務の履行につき責任を負うものとします。

(グループ企業)

- ・名称: 福州瑞馳化学科技有限公司
- ・名称: 上海汉尼康化学科技有限公司
- ・名称: 台湾漢尼康有限公司
- ・名称: HONEYCOMB(THAILAND) CO., LTD
- ・名称: HONEYCOMB(VIET NAM) CO., LTD
- ・名称: HONEYCOMB TECHNO RESEARCH USA INC.
- ・名称: Honeycomb Techno Research Korea Inc.
- ・名称: Honeycomb (Germany) GmbH

12. 秘密保持

(1) 弊社では本サービスの履行に関連して知り得た貴社及び貴社の関係先の秘密情報を本サービス提供の目的遂行のためにのみ使用するものとし、その他いかなる目的のためにも使用いたしません。本規約における秘密情報とは、貴社が弊社に開示するに当たって、秘密である旨を明示又は通知した上で、文書、図面、その他書類若しくは電子メールなどの媒体又は口頭での伝達によって(口頭の場合は、14日以内に書面にして)引き渡す、貴社の業務上における一切の知識及び情報をさします。ただし、次の各号に該当するものは除外します。

- ① 貴社より開示を受けた時点において公知又は一般に入手可能であったもの。
- ② 貴社より開示を受けた後に弊社の故意・過失によらず公知又は一般に入手可能になったもの
- ③ 貴社より開示を受ける前に弊社が自ら所有していたことを証明し得るもの

④弊社が貴社とは無関係に第三者より正当な手段により秘密保持義務を負うことなく入手したもの

⑤法令により開示することが義務付けられたもの

(2) 弊社は、貴社の事前の文書(電子メールを含む)による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示することはいたしません。但し、本サービスを遂行するために政府当局等関係機関に届ける場合はこの限りではありません。なお、弊社が、本サービスを提供するため、前条に記載された提携先に再委託又は請負わせる場合、及びグループ企業と共同作業にて本サービスを提供する場合には、提携先及びグループ企業を第三者から除外し、本サービス提供のため秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内においてのみ秘密情報の開示ができるものとします。

(3) 弊社は、貴社の秘密情報を、弊社の、提携先及びグループ企業の役員又は従業員であって本サービスに従事し業務遂行上秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとします。

(4) 弊社は、本サービス遂行上必要な範囲を超えて、貴社の秘密情報を複製又は複写しないものとします。

(5) 弊社は、本サービス提供の目的のために貴社から預かった秘密情報(その複製又は複写物を含む。)について、所持する必要がなくなった際には(秘密保持のために)廃棄処分します。ただし、貴社の指示した方法により、特別に発生した費用は、貴社の負担とします。もし貴社に返却が必要な場合には、資料等引き渡しの際に文書にてご指示下さい。

(6) 貴社は、弊社の秘密情報を、対象国における化学物質登録、化学物質法規制関連及び化学物質の輸出入に係る業務を行う弊社の同業者等に対し、直接的若しくは間接的に開示又は漏洩してはならないものとします。

(7) 貴社は、弊社の秘密情報を、自身の業務の目的のために使用する場合、前項に抵触しないことを確認し、十分な注意を持って利用するものとします。

(8) 本条の規定は、本サービス終了後も5年間有効に存続するものとします。

13. 検収

(1) 弊社は、本サービスの所定の業務を完了した場合は、貴社に通知し、当該内容を報告又は第3条で成立した契約に定める納品物を貴社に引き渡すものとします。

(2) 貴社は、前項の報告を受けたとき又は納品物の引き渡しを受けたときは、その日から14日(以下、本章において「検収期間」という。)以内に内容を検査し、その合否を弊社に通知するものとし、合格の通知の日または検収期間末をもって、検収完了日とします。

(3) 貴社より検収期間内に修正要請があれば、弊社は速やかに業務内容または納品物を修正して、貴社の検査を受けるものとします。この場合において、弊社からの修正を完了した旨の通知を、本条第1項の規定による通知とみなして、第2項および第3項の規定を適用するものとします。

14. 事故処理・不可抗力

本サービスの遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、双方協力してその解決処理にあたるものとします。なお、天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本サービスのすべて、又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、弊社はその責を負わないものとします。

15. 損害賠償について

弊社が本規約に違反し、貴社に損害を与えた場合には、弊社は貴社に対し、当該損害のうち、当該違反と相当因果関係の範囲内にある損害を賠償する責を負います。ただし、損害賠償の額は、本規約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲で、双方協議の上決定するものとします。

16. 本サービス内容に関わる協議

本サービスの内容について規定のない事項等が生じた場合は、協議の上、解決することとします。

17. 反社会的勢力の排除

(1) 貴社は、弊社に対し、本規約への同意時において、自己(法人の場合は、その代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員)又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。

(2) 貴社は、弊社に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。

18. 契約の解約

(1) 貴社又は弊社は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、ただちに本サービスの契約の全部又は一部を解約できるものとします。

①支払停止又は支払不能となったとき

②手形又は小切手が不渡りとなったとき

③差押、仮差押、強制執行、仮処分若しくは競売の申立を受けたとき

④破産、会社更生手続開始、又は、民事再生手続開始の申し立てがあったとき

⑤解散または事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

⑥本規約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領したにもかかわらず、当該催告に定める相当期間内にこれを是正しないとき

(2) 貴社又は弊社は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに履行するものとします。

(3) 本サービスは原則として契約成立後の解約はできないのでご注意ください。もし、弊社の責によらず、本契約の全部または一部が解約された場合(契約変更による対象業務の減少を含む)、原則として、弊社は、既に発生した弊社作業分に応じた費用を貴社に請求するものとします。

19. その他の注意事項

弊社は、本サービスを利用しようとする企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を結ばないようにすることができます。

①本サービスに関する金銭債務の不履行の場合

②本サービスを利用するにあたり、虚偽の記載、申告があったとき又は記入もれがあったとき。

③金銭債務その他債務の履行を怠るおそれがあるとき。

④弊社の利益に反する恐れがあると判断できるとき。

⑤その他、弊社が不相当と判断したとき。

20. 準拠法及び裁判管轄

本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本規約に関連して弊社と貴社間で紛争が生じた場合、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 SDS・ラベル 翻訳作成サービス

1. サービスの内容

SDS・ラベル翻訳又は作成サービス(以下、本章において「本サービス」という。)は、貴社からの提供資料を基に、弊社がデータ、調査及び知見を加えて SDS・ラベルの翻訳又は作成をし、特に8項許容濃度及び15項適用法令はそれぞれ現地(対象国)の法規に準拠した上、編集可能な状態で貴社に引き渡しを行うサービスです。

(1) SDS・ラベル の翻訳作成

弊社は受注時点の弊社の作成基準に基づいて SDS・ラベルを翻訳又は作成します。

(2) 納品の形態

弊社は翻訳又は作成した SDS・ラベルを Microsoft Word のデータ形式で引き渡します。ご希望により PDF のデータ形式も同時に提供します。また、引き渡しの方法は弊社からのメールによるデータ添付を基本とします。この引き渡しをもって納品とします。

(3) アフターサービス

弊社は貴社による検収完了日後も、納品された SDS・ラベル の内容に関する質問・問合せに応じます。SDS・ラベルに誤りが発見された場合には、速やかに修正を行います。但し、表現方法の変更、情報の追加等に関しては貴社にて編集を行うものとします。アフターサービスの期間は、検収完了日から3ヶ月間とします。

2. 検収

本サービスの検収期間については、納品後7営業日以内とし、第1章第10条(検収)第2項に定める検収期間を7営業日に置き換えて、同条を適用します。

3. 責任範囲及び権利の帰属

(1) 貴社の利用責任

弊社により作成・納品された SDS・ラベルは貴社にとっての原案となります。貴社の責任において自由に編集・加工を行い利用することができます。

(2) 貴社の使用権利

弊社により納品された SDS・ラベル についての使用権は貴社に帰属します。

(3) 弊社 の責任範囲

弊社は納品された SDS・ラベルについて、アフターサービスの対応を行います。

貴社が SDS・ラベルの利用において被る損害について、弊社は一切の責任を負いません。

4. その他の注意事項

弊社は受注時点の作成基準に基づいて SDS・ラベルを翻訳し又は作成しますので、過去に弊社により翻訳又は作成・納品された SDS・ラベルとの整合は保証できません。

第3章 SDS 対象国法規制保守管理受託サービス

1. サービスの内容

SDS 対象国法規制保守管理受託サービス(以下、本章において「本サービス」という。)は、貴社からお預かりした SDS に対して、弊社が保守管理を行うサービスです。

(1) SDS の保守管理の具体的項目

①年2回の法規制チェック

- ・ 第2項危険有害性情報、第8項許容濃度、第15項適用法規など、対象国の有効法規制に適合しているかどうか、チェックします。
- ・ 随時更新される「規制物質リスト」に該当するか、非該当であるかの判断をします。
 - * 免責事項:原則、GHS 区分及びその根拠データはチェック対象とはなりません。ただし、弊社が明らかに法規制に適合しないと見なしたものは、指摘対象となります。中国及び韓国の強制的分類は適用し、GHS 区分の見直しを行います。第 11 項有害性データの調査費用は別途申し受ける場合がございます。

②GHS 分類・組成に変更がないマイナー修正に伴う SDS 更新を行います。マイナー修正とは製品名や用途追加・変更、担当部署や住所の変更、UN 番号の追加・修正などを指します。

(2) 納品の形態

更新がありました場合、更新済みの SDS を、貴社に Microsoft Word データ形式で、電子メールに添付した形で納品します。更新内容は別途、報告シートにて履歴を残し、貴社の製品管理にお役立ていただけるよう、貴社に報告します。

(3) ご利用料金

ご利用料金の金額は、弊社が発行する御見積兼発注書に記載のとおりとなります。

(4) サービスの期間

サービス開始日は、貴社と弊社の話し合いによって決定します。サービス開始日は、当該月の1日とし、その日から、1年間をサービス期間とします。サービス期間は、請求書に明記します。貴社による解約は、解約期日の3ヶ月前に通知することとしますが、当該サービスに支払った料金の返却はできないものとします。また、サービス期間終了日の3ヶ月前に解約の申し出がなかった案件は自動的に更新と見なします。

第4章 中国化学品24時間救援電話サービス

1. サービスの内容

「中国化学品24時間救援電話サービス」(以下、本章において「本サービス」という。)とは、契約企業(以下、本章において「貴社」という。)の製品SDS及びラベルに中国国家化学事故救援専用コールの電話番号の記載を許諾し、事故の際に、現場から救援コールセンターに対して要請があった場合、「中国の法令に基づく電話による24時間救援サービス」を、年中無休で受けられるサービスのことです。「中国の法令に基づく電話による24時間救援サービス」の管理者は応急管理部化学品登記センター(以下、本章において「NRCC」という。)で、弊社は、その日本総代理店として本サービスを提供することになります。

弊社の提供する本サービスの内容は、次のとおりです。

(1) 契約の代行業務

NRCCの中国国家化学事故救援専用コールの電話番号を、貴社の指定したSDS・ラベルに記載し、NRCCによる24時間救援サービスを受けることができるよう、NRCCへ申請する。(以下、本章において申請して登録された契約企業の製品SDSを「個別契約製品」という。)

(2) 事故情報の伝達(「連絡仲介」業務)

「個別契約製品」による事故が起こり、現場からNRCCに対して電話による要請があった場合、NRCCは電話で適切な対応を行った後、弊社に対し事故連絡をするが、弊社は、その連絡を当該「個別契約製品」を登録契約している企業に対して伝達する「連絡仲介」業務を行います。

①電話又はメール、ファックスにより契約企業の「連絡先」担当者(* 契約企業情報シートに記載される担当者)に事故報告する

②NRCCが作成した「事故報告表」(中国語)を日本語に翻訳し、メール又はファックスにより契約企業の「連絡先」担当者に事故報告する

(3) NRCCの救援センターからの本サービスの個別契約製品の契約状況(契約期間等)に係わる問い合わせに対応

2. 利用契約の解約

貴社による本サービスの利用契約成立後の全契約又は個別契約製品の解約は、弊社に解約期日の3ヶ月前までに通知下さい。ただし、本サービスに支払った料金の返金是不可能的なものとします。この解約にともなって、NRCCの中国国家化学事故救援専用コールの電話番号を記載したSDS 及びラベルを、貴社は解約期日までに廃棄、又は誤って使用されることがないように措置を講じなければなりません。

3. 権利の発生と使用期限

貴社は、弊社の求めに応じて利用料金を支払い、適切な中国語版のSDSと必要情報を提供することにより、本サービスを利用できる権利が発生します。本利用契約の有効期間は、本利用契約成立の際に設定されたサービス開始日から1年としますが、期間満了の日から3ヶ月前迄に双方いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間利用契約が延長されるものとします。ただし、個別契約製品追加登録の際、契約期間を1年間とすることで、他の登録済個別製品と契約期間の終了日

が異なる場合は、追加登録される個別契約製品の契約の初回自動更新の際に他の登録済個別製品と契約期間を揃えるため、初年度のみ1年未満の契約期間となります。

登録完了時には、弊社より「契約企業情報シート」を送付します。「契約企業情報シート」には、個別契約製品ごと、サービス開始日とサービス終了日、登録状態が明記されます。この時、サービス開始日は、登録完了月の「1日」(ツイタチ)が設定されており、そこから1年間(ただし、前述のとおり1年未満の期間の場合有り)が、その製品の利用契約期間であり、サービス期間となります。

4. 問い合わせ及び連絡

貴社の本サービスの利用に関する弊社への問い合わせは、弊社が指定する「お問合せフォーム」への入力、電話番号・メールアドレス若しくはFAX番号宛への連絡によって対応させていただきます。

また、本章の 第1条サービスの内容 第2項事故情報の伝達 につきまして、弊社からの伝達は、「契約企業情報シート」の貴社「連絡先」に記入していただいた「連絡先」担当者宛となります。

5. 利用料金及び代金の支払いについて

ご利用料金の金額は、弊社が発行する御見積兼発注書に記載のとおりとなります。なお、本章第3条に定める本利用契約の有効期間(以下、本規約において「サービス期間」という。)中に追加登録した個別契約製品(以下、「追加登録分」という)がある場合、次回の本サービスの更新時に、当該サービス期間中における追加登録分の個別製品年間契約料を月割り計算した金額をまとめて請求するものとします。

6. 秘密保持

第1章第12条秘密保持の規定の他、本サービスに係る貴社及び弊社の秘密保持義務期間は、本章に基づく利用契約がすべて終了した後も5年間有効に存続します。

7. 損害賠償

貴社又は弊社が本規約に違反したことが原因で、相手方が重大な損害を被った場合は、違反した側は相手方が現実的に被った通常損害の範囲内の損害を賠償する責を負うものとします。ただし損害賠償の額は、本章の規定に基づき定められた利用料金の金額を超えない範囲で、双方協議の上、決定します。

第5章 中国国内連絡先電話番号提供サービス

1. サービスの内容

中国国内連絡先電話番号提供サービス(以下、本章において「本サービス」という。)は、下記(2)の条件を満たす製品について、弊社の中国法人名義の専用「中国国内電話番号」を契約企業(以下、本章において「貴社」という。)の SDS・ラベル、製品説明書等への記載を許諾する形で、中国国内連絡先を提供するサービスです。

(1) 提供する電話番号について

中国全土から均一料金で掛けられる、当サービス専用の電話番号である。なお、電話料金は弊社負担とし、当サービス契約料金に含まれるものとする。

(2) 提供可能な対象製品の定義、範囲

- ①非危険貨物(成形品)
- ②「中国化学品24時間救援電話サービス」の対象外であることが明白な製品

(3) サービスに必要な情報

- ①貴社の企業基本情報(社名、所在地、社長名、業務内容、連絡先)
- ②対象製品の製品説明書と写真
- ③その他、弊社が必要とする対象製品の資料等

(4) サービス内容、サポート範囲

- ①対応可能時間帯(中国の平日 9:00~18:00)
- ②連絡先電話番号へ電話による問い合わせがあった場合、問い合わせ者の情報と問い合わせ内容を記録し、Web システム、メールを通じて貴社へ報告する。なお、弊社は、問い合わせ電話への回答等の直接的対応、製品の説明などは行わない。

(5) サービス料金は、弊社が発行する御見積兼発注書に記載のとおりとなります。

2. 契約の成立と解約

(1) 契約の成立

契約成立した製品には、弊社から製品識別 ID が付与され、契約成立の日から「中国国内連絡先電話番号」の記載が許諾されます。なお、契約の開始日は、1製品目の契約成立月の一日(ついたち)が設定され、その日から一年間が契約期間となります。2製品目以降の製品のサービス期間は、追加製品契約成立の日から1製品目の契約期間終了日までとします。

(2) 契約の解約

契約を解約する場合は、契約期間終了日の30日前までに書面(メールを含む)にて、弊社までご連絡ください。ご連絡が無い場合、次の一年間も同一の条件にて契約を延長し、費用が発生します。また、契約解約された場合、弊社提供の「中国国内連絡先電話番号」が記載された SDS・ラベル、その他説明書等は破棄してください。契約解約の日をもってサービスを終了します。

3. 契約製品の管理

契約の成立した製品について、弊社は、「契約企業情報シート」に、製品名・製品識別 ID、契約期間、貴社担当者連絡先を明記し、貴社に送付します。貴社と弊社は、この「契約情報シート」にて、契約状況の情報を共有し、管理することとします。

第6章 台湾毒性化学品24時間緊急対応電話サービス

1. サービスの内容

「台湾毒性化学品24時間緊急対応電話サービス」(以下、本章において「本サービス」という。)とは、契約企業(以下、本章において「貴社」という。)の製品SDS及びラベルに台湾 財団法人工業技術研究院 緊急対応センター専用コールの電話番号の記載を許諾し、事故の際に、現場から緊急対応センターに対して要請があった場合、「台湾の法令(毒性化学物質表示及び安全資料表管理弁法)に基づく電話による24時間緊急対応サービス」を、年中無休で受けられるサービスです。

「台湾(中華民国)の法令に基づく電話による24時間緊急対応サービス」の主管者は、台湾財団法人工業技術研究院 緊急対応センター (Emergency Response Information Center 以下、本章において「ERIC」という。)で、弊社は、その日本代理店として本サービスを提供します。弊社の提供する本サービスの内容としては、次のとおりです。

(1) 契約の代行業務

ERICの緊急対応センター専用コールの電話番号を、貴社の指定したSDS・ラベルに記載しERICによる24時間救援サービスを受けることができるよう、ERICへ申請します。(申請して登録された貴社の製品SDSを「個別契約製品」という)

(2) 事故情報の伝達(「連絡仲介」業務)

「個別契約製品」による事故が起こり、現場からERICに対して電話による要請があった場合、ERICは電話で適切な対応を行った後、弊社に対し事故連絡をするが、弊社は、その連絡を当該「個別契約製品」を登録契約している企業に対して伝達する「連絡仲介」業務を行います。

①電話又はメール、ファックスにより契約企業の「連絡先」担当者(* 契約企業情報シートに記載される担当者)に事故報告する

②ERICが作成した「事故報告表」(繁体字)を日本語に翻訳し、メール又はファックスにより契約企業の「連絡先」担当者に事故報告する

(3) ERICの救援センターからの本サービスの個別契約製品の契約状況(契約期間等)に係わる問い合わせに対応

2. 利用契約の解約

貴社による本サービスの利用契約成立後の全契約又は個別契約製品の解約は、弊社に解約日の3ヶ月前までに通知下さい。ただし、本サービスに支払った料金の返金はいできないものとします。この解約にともなって、ERICの緊急対応専用コールの電話番号を記載したSDS 及びラベルを、貴社は解約期日までに廃棄、又は誤って使用されることがないように措置を講じなければなりません。

3. 権利の発生と使用期限

貴社は、弊社の求めに応じて利用料金を支払い、適切な繁体字語版のSDSと必要情報を提供することにより、本サービスを授受できる権利が発生します。本利用契約の有効期間は、本利用契約成立の際設定されたサービス開始日から1年としますが、期間満了の日から3ヶ月前迄に双方いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間利用契約が延長されるものとし、その後もまた同様とします。

登録完了時には、弊社より「契約企業情報シート」を送付します。「契約企業情報シート」には、個別契約製品ごと、サービス開始日とサービス終了日、登録状態が明記されます。この時、サービス開始日は、貴社ご指定の月の「1日」(ツイタチ)が設定されております(なお、登録完了がご指定の月内に完了しない見込みである場合、事前に弊社は貴社に連絡し、翌月の「1日」(ツイタチ)を設定することがあります)。当該「1日」から1年間は、その製品の利用契約期間であり、サービス期間となります。

4. 問い合わせ及び連絡

貴社の本サービスの利用に関する弊社への問い合わせは、弊社が指定する「お問合せフォーム」への入力、電話番号・メールアドレス若しくはFAX番号宛への連絡によって対応させていただきます。

また、本章の 第1条サービスの内容 第2項事故情報の伝達 につきまして、弊社からの伝達は、「契約企業情報シート」の「連絡先」に記入していただいた「連絡先」担当者宛となります。

5. 利用料金及び代金の支払いについて

(1) ご利用料金の金額は、弊社が発行する御見積兼発注書に記載のとおりとなります。

(2) 代金の支払い方法

利用契約成立(追加製品契約成立も含む)の後、又は契約更新の後、請求書を発行します。

6. 秘密保持

第1章第12条秘密保持の規定の他、本サービスに係る貴社及び弊社の秘密保持義務期間は、本章に基づく利用契約がすべて終了した後も5年間有効に存続します。

7. 損害賠償

貴社又は弊社が本規約に違反したことが原因で、相手方が重大な損害を被った場合は、違反した側は 相手方が現実には被った通常損害の範囲内の損害を賠償する責を負うものとします。ただし損害賠償の額は、本規約本章の規定に基づき定められた利用料金の金額を超えない範囲で、双方協議の上、決定します。

第7章 台湾秘密保持申請サービス

1. サービスの内容

台湾秘密保持申請サービス(以下、本章において「本サービス」という。)とは、弊社が、貴社からお預かりした SDS について、中華民国労働部が公布した危険有害性化学品表示及び周知規則第18条の規定に従い、台湾の労働部職業安全署に対する貴社の非開示申請のサポートを受けられるサービスです。

(1) 本サービスの適用対象

- ①製品・物質:健康有害性を有する化学物質(適用除外に該当しないもの)の名称、含量
- ②SDS 項目:製造者・輸入者・供給者の名称の表示

(2) 本サービス内容

申請ガイダンスに基づき、申請対象物質の該非判別、文献データを活用した物質データ調査や申請過程における当局との折衝、資料作成、申請代行。

(3) ご利用料金の金額は、弊社が発行する御見積兼発注書に記載のとおりとなります。

第8章 化学物質登録サービス

1. サービスの内容

化学物質登録サービス(以下、本章において「本サービス」という。)とは、貴社が、生産及び販売を実施している、又は予定している製品について、国家標準試験、当該国政府当局への届出・登録・報告代行及びそれらに必要な関連サービスです。

2. 関連資料

(1) 弊社が正確・真正な情報を当該国政府当局へ届出・登録・報告するという弊社の義務遂行の為、貴社は、弊社に提供する関連資料について、事実即ち正確性および真正性を確保するものとします。弊社は、関連資料に疑義を生じた場合、又は関連資料の内容が当該国の法令、規則、通達および命令等に反する又はそのおそれがあると判断した場合には、遅滞なく貴社に通知し、貴社はただちにその措置を決定し弊社に通知するものとします。

(2) 貴社が弊社に提供する関連資料は、当該国政府当局への提出情報の基となります。関連資料の変更の内容によっては、その後の弊社サービスに影響を与える場合があるため、貴社は、関連資料の誤りを見つけ、または変更を行う必要が生じた場合には、速やかにその旨を弊社に連絡し、弊社の承諾を得て、関連資料を変更することができるものとします。

3. 納品に関する注意事項

当該国政府当局への届出・登録代行業務においては、当該国政府当局への化学物質リストへの収載や、登録を証する書面が発行される前に、当該国政府当局への届出や登録のための申請が完了したことをもって、契約で定める納品物(当該国政府当局システム上の届出・申請画面、及び届出・申請後に状態が「審査中」となっている画面等)のお客様への提出をもって、納品とする場合があります。

4. 検収

本サービスの検収期間は、納品後7営業日以内とします。但し、納品物に試験報告書等がある場合は、14営業日以内とします。なお、第1章第13条(検収)第2項に定める検収期間を、各営業日数に置き換えて、同条を本サービスに適用します。

第9章 年間基本コンサルティングサービス及びグローバル化学品法規制顧問業務

貴社に対し、弊社が提供する年間基本コンサルティングサービス及びグローバル化学品法規制顧問業務(以下、本章において「本サービス」という。)について、次のとおり規定します。

1. 目的

貴社が中国又は台湾、その他貴社が指定する国にて生産及び販売を実施している、又は予定している製品について、弊社が提供可能なコンサルティング・サービスを提供するものとします。

2. 契約の成立

弊社による御見積兼発注書の発行、また、年間基本コンサルティング業務又はグローバル化学品法規制顧問業務仕様書の提示を受け(以下、本章において総称して「仕様書等」という。)、貴社が弊社に対して発注書(あるいは弊社が認める発注書に代わる文書)を提出することによって本規約に同意されたものとし、弊社がこれに対し受諾の通知をしたときに契約が成立したものとみなします。

3. 本サービス内容と期間

本サービスの内容と期間は、仕様書等によるものとします。

4. 業務委託料及び支払方法

弊社は、仕様書等に従い、貴社に対し請求書を発行します。

5. 秘密保持

第1章第12条の規定の他、本サービスに係る貴社及び弊社の秘密保持義務期間は、秘密情報の個別の開示後5年間継続します。

6. 免責事項

弊社は、弊社により提供された成果物及びこれらに含まれる情報について、その正確性に万全を期しますが、その活用において甲が被る損害については、一切の責任を負わないものとします。

7. その他の注意事項

業務委託料は、定額固定であり、1年間の利用実績は、次年度の金額に影響を及ぼさないものとします。

第10章 ケミスパート会員

弊社は、ケミスパート会員（以下、本章において「本サービス」という。）について、次のとおり規定します。

1. 会員資格

（1） 弊社は、貴社法人組織に属し、本規約に同意して登録を申し込み、これを弊社が承認し、会員登録を完了したお客様（以下、本章において「会員」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与します。会員区分については[こちら](#)ご参照ください。なお、正会員資格につきましては、貴社において弊社と同業（化学品関連の法規制調査業務・調査・コンサルティングなど）を営んでいるとみなす場合、登録をお断りする場合があります。また、本章第4条の子会社の場合を除き、お申し込みをした法人組織内で使われるのと同じメールアドレスのドメイン（@以降）を使用する方のみに限定します。

（2） 会員資格の有効期間（以下、「登録期間」という。）は原則として一年間とします。弊社は当該期間満了日の3か月前に貴社に対し、更新日について通知します。当該通知に対し、当該期間満了日の1か月前までに貴社より更新しない旨の申し出がない場合は、当該期間は自動的に更新されます。ただし、貴社が本条（1）なお書きの場合に該当すると弊社が判断した場合は、弊社は、貴社に対し、更新しない旨の通知を行い、当該期間を終了させ、会員資格を失効させることができるものとします。

（3）登録期間内の会員区分（無料会員、正会員）の変更は、貴社が希望する会員区分の変更日の1か月前までに、貴社が弊社に対し、弊社の定める方法で会員区分の変更処理を行うことにより変更することができます。なお、無料会員から正会員（管理者又はメンバー）になる場合に限り、変更後の会員区分が有効となるのは、当該変更処理を行った日より1か月後の日が属する月もしくはその翌月の「1日」（ツイタチ）からとなります。

2. 利用料金

（1） 本サービスの利用料金は、[こちら](#)に定めたとおりです。料金は、会員登録お申し込み後登録承認から一年間（一年後の承認同日まで）適用となります。第1条（2）に基づく期間終了または第8条に定める退会処理を行わない場合は、自動更新となり一年毎に利用料金が発生します。次回更新分の利用料金については、第1条（2）に基づき更新日について通知すると同時に、見積書を発行します。なお、料金は改定させていただく場合がございます。正会員料金を改定させて頂く場合は、事前に弊社ホームページで告知するとともに、弊社より会員に対して継続の可否につきまして更新前に案内をします。自動更新は適用されません。（2） 本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備およびインターネット接続にかかわるプロバイダ契約料・電話料金や、携帯電話からアクセスする際のパケット通信料等の費用についても会員が負担するものとします。

（3） 登録期間内に会員区分を変更する場合でも、料金は返金・充当いたしません。キャンペーン適用等の場合を除き、原則として新たな会員区分の所定の料金をお支払い頂き、一年間の契約期間が改めて開始します。会員が会員区分を変更した場合、原則として、既に付与されたチケット及び別途購入済みのチケットはそのまま使用できますが、正会員（管理者又はメンバー）から無料会員になる場合、他の管理者になる場合及び別の管理者の下メンバーになる場合はこの限りではありません。また、無料アップグレードキャンペーン等で、無償で会員区分をアップグレードされる場合は、弊社の判断に

より、当該会員区分のチケットの付与の開始は、次回契約更新時からとなる場合があります。

3. 会員サービスの内容

(1) 会員は、その会員区分(無料会員、正会員(管理者・メンバー))により、本サービスにおいて所定の機能・特典を利用することができます。弊社から提供する本サービスは、最新動向メルマガ、規制リスト該非検索、法規法令検索、法規制動向検索、法規制 Q&A 検索、その他本サービス内無料コンテンツ、セミナー受講割引特典、オンラインコンテンツ販売割引特典などとし、会員区分により利用できる範囲及び内容は異なります。

(2) 法規制 Q&A における、個々の会員が行ったチケットの消費を伴う非公開質問とその回答については、その会員が新たな会員区分に移行する場合や、他の管理者の下にメンバーに加入する場合において引き継ぐことはできませんのでご承知おき下さい。また、非公開質問であっても、管理者及びメンバー内(以下、本章において「グループ」という。)では非公開とはなりませんので、ご承知おきください(本章第4条における親会社及び子会社からなるグループについても同様です)。

(3) 弊社は、会員への事前の通知なくして、本サービスのサービス内容を変更することがあります。

4. 会員が属する法人組織の子会社の利用

会員が属する法人組織において子会社を有する場合(この場合の、会員が属する法人組織を、以下、本章において「親会社」という。また、子会社は、会社法第2条第3号の子会社に限ります。)、その親会社が、[こちら](#)に定める、大人数登録コースの契約をしている場合には、会社追加コースのメニューに従い、下記の条件の下、その契約に子会社に属する者をメンバーとして追加することができます。

- ・親会社より子会社追加のお申込みを頂くこと
- ・お申込み時に予め子会社名を明示頂くこと
- ・契約期間は、大人数登録コースの契約期間と同一となります
期間中の追加の場合も、料金は満額お支払い頂きます
- ・契約期間途中での子会社の変更はできません
- ・子会社に属する者は、メンバーとしてグループに追加となり、管理者にはなれません
子会社追加時に付与される共通チケットも管理者が管理します
- ・契約期間更新時に、親会社は契約継続、子会社は契約非更新とできますが、その逆はできません
- ・子会社のメールアドレスのドメインは親会社のものと同一でなくても構いません
- ・その他の条件は、本規約の他の条文に定めるところに従います

5. 個人情報の利用目的、取扱い

弊社は、本サービスの利用に伴いお客様が登録する個人情報を以下の目的に利用します。なお、弊社の個人情報保護方針については[こちら](#)をご覧ください。

- ・本サービスの提供のため
- ・希望されたメールニュースをお届けするため
- ・弊社のサービスの質の向上を目的としたアンケート調査のご協力依頼及びそれに附随する諸対応のため
- ・弊社のセミナーやサービス等に関するお知らせメールをお届けするため

- ・お問合せに対するお返事をお届けするため
- ・何らかの必要に応じてお客様と連絡を取るため
- ・お客様ごとにページをカスタマイズしたり、ご応募・お申込みなどの際の入力を省略できるようにするなど、サービスの質を向上させ、会員の便宜を図るため

6. 会員情報の入力

会員となる本人が、会員登録フォームに従い会員情報を入力するものとします。なお、会員情報の入力及び次条に定める変更をするにあたり、弊社に対し真実、正確かつ最新の情報を提供するものとします。

7. 会員情報の変更

登録した会員情報に変更が生じた場合、会員は、速やかに弊社の定める方法にて会員情報を変更するものとします。会員が登録情報の変更を行わなかったことにより、本サービスを利用できない等の不利益及び損害を被った場合、弊社は一切の責任を負いません。会員のメールアドレスの変更(ドメインのみの変更も含む))は、原則として認められず、弊社がその変更が適切であると承認した場合のみ変更が可能です。但し、正会員管理者が自ら管理者を他の方に変更し、管理者のメールアドレスが変更されること、及び正会員管理者がメンバーを変更し、メンバーのメールアドレスが変更されることに関しては、弊社の承認なく可能です。

8. 会員の退会

本サービスから退会する場合、貴社が希望する本サービスの退会日の1か月前までに、会員本人が弊社の定める方法にて退会処理を行うものとします。退会した場合、全ての本サービスが利用できなくなり、会員としての一切の権利を失うものとします。なお、弊社は退会した会員に関する一切の情報を引き続き保持する義務を負いません。ただし、一定期間弊社が個人情報を保有することがあり、その間は第三者への開示を行うことはありません。

注意事項

- ・会員の退会は、所定の退会手続きが必要です。
- ・サービス利用開始後の退会については、利用料金の返金はしません。
- ・それまで投稿していただいた Q & A の閲覧はできなくなります。また、非公開で投稿した会員の情報についての権利も行使できなくなります。
- ・会員の所属する企業・団体において、会員の退職、移籍等の異動があった場合、必要に応じて管理者変更又はメンバー変更を行った上で、最後に退会処理を必ず行って下さい。退会処理をすると、ユーザーID とパスワードが無効となります。退会処理をしないことにより、会員及び会員が所属する企業・団体等が不利益及び損害を被った場合、弊社は一切の責任を負いません。
- ・2018 年 4 月 1 日の新機能追加前の正会員の諸条件の最終有効期限は、2019 年 3 月 31 日とします。但し、その期限の前に契約更新がある場合は、当該諸条件の有効期限はその契約更新の時までとします。

9. メールアドレス・パスワードの管理

会員登録時に入力したメールアドレス及びパスワードは、会員本人が責任を持って管理するものとします。メールアドレス又はパスワードが漏えいし、第三者に使用等されたことによる会員及び会員が所属する企業・団体等の不利益及び損害、及び会員が本サービスの利用の際に第三者に与えた損害について、弊社は一切の責任を負いません。また、会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、使用、又は担保に供する等の行為はできません。

10. PC サイトへのログイン

本サービスへのログイン及びログイン後のセッション管理を行うため cookie(クッキー)を使用しています。したがって、本サービスのご利用には、お使いのブラウザの設定にて Cookie を有効にいただく必要があります。

11. 著作権等

本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含みますがこれらに限定されません。以下同じ)は、弊社又はそれぞれの権利の権利者に帰属します。ただし、弊社及び弊社の指定する第三者は、会員が投稿した情報を無期限かつ無償で使用等できるものとし、また、会員は、弊社及び弊社の指定する第三者に対して著作者人格権及びその他一切の権利を行使又は主張しないものとします。

12. 禁止事項

会員は、本サービスを利用するに際して、以下に掲げる行為をしてはならないものとします。

- ・本サービスに使用されている画像、データ、情報等の全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、非営利かつ自己利用目的(私的使用及び内部利用)の場合を除き、事前に弊社から書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布、改変、送信、贈与、販売、翻訳等する行為
- ・同業他社が、弊社の承諾を得ることなく本サービスに使用されている画像、データ、情報等の全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、利用する行為
- ・会員として有する権利を第三者に譲渡、貸与、移転、担保に供する、その他の方法で第三者に利用させる行為(本サービスの契約をした企業・団体等のグループ企業・関連団体等で、メールアドレスのドメイン名が同一である場合も原則として第三者に含みます。ただし、会社追加コースにおける子会社は第三者から除きます。)
- ・弊社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為
- ・他人の身体、生命、自由、名誉、財産等に対して害悪を加える旨の情報等を掲載する行為
- ・一般に公開されている情報を除き、本人の承諾なく、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報に掲載する行為
- ・他人の信用若しくは名誉を侵害し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- ・虚偽又は誤解を招くような情報等を掲載する行為
- ・本サービスの提供又は他の会員による本サービスの使用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為

- ・不正アクセス、ハッキング、クラッキング行為、及びこれらを第三者にさせる行為
- ・弊社に不利益をもたらす行為
- ・会員の属する組織の不利益になる行為
- ・法令又は公序良俗に反する行為
- ・その他弊社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

13. 免責

(1) 弊社は、本サービスに不具合、エラー、障害等の不適合がないこと、及び本サービスが中断なく稼動することをなんら保証しません。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対してもなんら保証しません。弊社は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。

(2) 弊社は、会員が本サービスを使用すること、又は、使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負いません。また、弊社は、会員が本サービスの利用による会員の機器の不具合(コンピュータウイルスの感染を含みます。)により会員が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

(3) 弊社は、本サービスが提供するデータの正確性に万全を期しますが、完全であることを保証するものではありません。

(4) 弊社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、弊社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、物理的な破壊行為を伴わない、ネットワークを通じた 特定又は不特定の相手への攻撃行為を言います。)

(5) 弊社は、以下に掲げる場合(会員の情報の消失、毀損を含みますがこれらに限定されません)等において、会員に生じる損害、トラブルに関して、その原因いかなを問わず、いかなる責任も負いません。

- ・会員のパソコン使用環境により、本サービスが使用できない場合
- ・弊社が本サービスを変更し、又は本サービスの提供を中断・廃止した場合

(6) 弊社は、本サービスの仕様に関するご質問には一切お答えできません。

(7) 弊社は、本サービスの情報からリンクされている、弊社以外のホームページ等の情報についての責任、その内容から発生する問題若しくは副次的に発生するあらゆる問題についての責任はリンク先のホームページ管理者それぞれ負っており、いかなる責任も負いません。

(8) 本サービスで提供するデータの利用は、会員の責任においてなされるものであり、弊社及び著作権者は、会員の具体的な利用に際して、その内容や妥当性について何ら保証するものではありません。

(9) 弊社は、会員の承諾を得ることなく、本サービスで提供するデータの内容を変更することがあり、これによる損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負いません。

14. 不適合責任の範囲

弊社は本サービスのデータに誤り、脱漏その他の不適合があることが発見された場合には、速やかに修正するよう努力するものとします。なお、弊社の責任は、当該不適合の修正のための合理的努力に限られるものとし、それ以外の責任は一切負わないものとします。

15. 本サービスの一時停止、変更

火災・停電の発生のため、天災その他の非常事態発生のため、本サービスの運用上又は技術上の保守のため、またこれ以外に弊社が必要と認める場合、弊社はなんらの通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部の提供を一時停止又は変更することがあります。なお、当該一時停止又は変更により会員に損害が生じた場合であっても、弊社はいかなる責任も負いません。

16. 推奨ブラウザ

本サービスは下記のブラウザで動作確認しております。動作確認を行っていない環境(バージョン)を利用した際の予期せぬ事象などにつきましては、対応を行えない場合がございますので、予めご承知おきください。

Google Chrome version 83 以上

Mozilla Firefox version 80 以上

Microsoft Edge version 83 以上 Opera version 70 以上

Apple safari version 14 以上

17. 本サービス提供の中止

弊社は2ヶ月前までの予告期間をもって会員に本サービス上にて通知の上、本サービスの提供を中止することができます。

18. 本サービスの契約解除

会員が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、弊社は、なんらの通知を行うことなく本規約を解約し、当該会員に対して、本サービスの使用を中止させることができます。

19. 損害賠償

会員が本規約に違反した結果、弊社が損害を被った場合、その損害を会員は負担するものとします。

20. 法律等の遵守

会員は、本サービスの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

第11章 翻訳サービス

1. サービスの内容

弊社は、つぎのような言語による化学分野関連の「翻訳サービス」を提供しております。

- (1) 中国語(簡体字又は繁体字)から日本語への翻訳業務
- (2) 日本語から中国語(簡体字又は繁体字)への翻訳業務
- (3) その他、弊社が提供可能とする言語にての翻訳業務

2. アフターサービス

弊社は提供(納品)したサービスの内容に関する質問・問合せに応じ、提供(納品)したサービスの内容に誤りが発見された場合には速やかに修正し、再度提供を行うこととします。なお、アフターサービスの期間は、原則として検収完了日から1ヶ月間とします。

3. ご利用上の注意

弊社が提供(納品)したサービス内容(以下、本章において「成果物」という。)のご利用上の注意事項は以下のとおりです。

(1) 貴社提供資料の翻訳

翻訳の原文の性質上、販売が予定されているものを除き、事前に弊社の承認の無い第三者への販売行為は、これを禁止させていただきます。

(2) GB・法規等翻訳

①ご利用は購入された法人様内(“透かし”の名称)に限定させていただきます。

②一部または全部の複写・複製・転載・磁気媒体への入力等を禁じさせていただきます(但し、購入された法人様内(“透かし”の名称)のみでのご利用は除く)。なお、社外向けセミナー等の資料へ一部引用する場合には出所を明記して下さい。

4. その他の注意事項

①弊社による翻訳は、品質を保証しておりますが、弊社の中国の提携先による翻訳の場合はこの限りではございません。弊社の中国の提携先による翻訳となる場合は、予め貴社にお知らせします。もし、納品物に明らかな誤りがある場合は、アフターサービスとして対応させて頂いておりますこと、予めご了承下さい。

②弊社では情報・データ・解釈等をできる限り正確に翻訳するよう努力しておりますが、疑問がある場合は、原文を確認していただくようお願い致します。また、この訳文をもとに取られた行動について、弊社は責任を負いかねます。

③子会社様、グループ会社様もご使用の場合、訳文を通常価格の半額にて販売致します。

GB、GB/T、CNS 等の原文をご利用の場合は、子会社様、グループ会社様ごとに別途ご購入頂く必要があります。(GB・法規等翻訳について)

④学会、技術委員会等の団体様単位での購入も可能です。その場合、当該団体様構成員のみへの紙媒体での配布に限らせて頂きます。配布部数は各団体様1部までとさせていただきます。当該団体様構成員へ1部を超過して配布する際には、1部あたり1,000円(税別)の追加料金が別途かかります。

(GB・法規等翻訳について)

第12章 ハニカム・テクノロジー株式会社 RRMS 使用許諾 (規約種類:Subscription 型 ver1.0)

弊社のソフトウェア製品 RRMS (Subscription 型) (以下、本章において「本ソフトウェア」という。)の使用権(以下、本章において「本ライセンス」という。)の特定期間の許諾について、次のとおり規定します。なお、本規約は、弊社が貴社に提供する本ソフトウェアの機能追加・変更版、バージョンアップ版、並びにその他弊社が提供する全てのソフトウェア及びサポートサービスにも適用されるものとしますが、これらソフトウェア及びサービスに別途規約が付属している場合は、当該規約が適用されるものとします。本ソフトウェアの稼動環境仕様については、弊社から貴社に提示する御見積兼発注書別紙をご確認ください。

1. 定義

- (1) 「本契約」: 貴社と弊社との間の本規約に基づく契約をいいます。
- (2) 「本ライセンス」: 本契約で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- (3) 「登録ユーザー」: 本ソフトウェアを使用する方として、本ソフトウェアに登録された方をいいます。
 - ① 貴社は、本ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で登録ユーザーを登録することができます。
 - ② 1つのライセンスで許諾されたユーザーの数を複数のライセンスに分割することはできません。1つの登録ユーザー名で利用できるのはおひとりのみとし、複数の方が同一のユーザー名で使用することはできません。
 - ③ 登録ユーザーは貴社及び貴社が雇用する従業員のみとします。なお、貴社が、子会社を含む関係会社、業務委託先等、当該従業員以外の者に本ソフトウェアを利用させることを希望する場合、貴社は、弊社に対し、あらかじめその旨を通知し、弊社の書面による承諾を得ることを必要とします。弊社は許諾ユーザー数の範囲内においてその承諾を不合理に拒否しないものとします。

2. 使用範囲

弊社は、貴社が、御見積兼発注書に定める月額又は年額使用料を、弊社から貴社へ発行する御請求書に従い、お支払いすることを条件として、貴社に対し以下の権利を許諾します。使用許諾期間を更新する場合も同様とします。

- (1) 弊社は、貴社に対し、本ソフトウェアを、貴社の事業に使用するために、貴社が管理する1台のサーバーコンピュータにインストールして使用することを許諾します。使用許諾期間は、インストール後、貴社と弊社間で別途合意した日から起算して御見積兼発注書に定める特定の期間とします。
- (2) 貴社は、本ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で本ソフトウェアを使用するユーザーを登録することができます。機能追加・変更又はバージョンアップがされた場合、その後のソフトウェアの登録可能ユーザー数は当初許諾されたユーザー数が上限となります。ユーザー数を追加するために、別途、ライセンスのご発注があった場合、後から追加したライセンスは本ライセンスに統合されるものとし、本ソフトウェアにおいては依然として1つのライセンスのみが有効であるものとみなします。
- (3) 本ソフトウェアの一部の機能に関して、使用する際、本ライセンスと異なるライセンスの購入、別途プログラムのインストール等が必要となる場合があります。

3. 使用許諾期間及び使用料

(1) 使用許諾期間は、本規約の規定に従って解除される場合を除き、同一期間延長されるものとし、以後も同様に自動更新されるものとします。契約を更新しない場合は、期間満了の 1 ヶ月前までに貴社が弊社に対して弊社所定の書式で通知することで、当該期間の満了をもって契約を終了することができます。

(2) 弊社は本ソフトウェアの特定の機能に関して、使用料を変更し、追加の手数料及び料金を設定する場合があります。その場合、弊社は貴社に対し、事前に通知し、貴社の同意を得て、適用するものとします。

4. その他の条件

(1) 貴社は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。

① 貴社の入力されたデータをバックアップする目的。但し、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。

② 本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等が貴社ご利用の本ソフトウェアや、貴社のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的。但し、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行なうためにのみ使用されるものであって、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。

(2) 貴社は、本ソフトウェアを貴社の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。

(3) 貴社は、以下の各号に記載のことをしてはいけません。

①国内、海外問わず、本ソフトウェアの第三者に対する頒布、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む)等。

②本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等、及び、ライセンスの譲渡、転売、付与、又はその使用の再許諾。

③本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、又は本ソフトウェアの派生ソフトウェアの作成。

④本ソフトウェアに含まれるコンテンツ、メソッド、プロセス、技術、アイデア、コンセプト、営業秘密、ノウハウを利用した、本ソフトウェアと類似とみなされるソフトウェアの開発、販売。

5. 追加条件書

本ソフトウェアに追加の使用条件がある場合、御見積兼発注書別紙の定めが併せて適用されるものとし、本規約と異なる定めがある場合は当該別紙の定めが優先して適用されるものとします。

6. 本契約の解除及び終了

(1) 貴社が本契約の条項及び条件の一に違反した場合、弊社は本契約を何らの催告なくして即時解除することができます。

弊社は、この場合、契約期間途中であっても返金いたしません。

(2) 本契約が解除及び終了となった場合、貴社は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、及びその

一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。

(3) 本契約の解除及び終了に伴って本ソフトウェアの全部又は一部が利用不可能となることによって、貴社又は第三者が被った損害等について、弊社は一切責任を負いません。

7. 保証の制限

(1) 弊社は、本ソフトウェアに含まれた機能が貴社の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに不適合(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。

(2) 弊社は本ソフトウェアの機能及び本ソフトウェアに付随するサービス等について、貴社の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

(3) 弊社の口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

(4) 弊社は、本ソフトウェアの配給媒体(ソフトウェアの記録媒体、その他説明書等)に物理的な不適合がある場合、納品から30日以内に貴社が弊社に連絡することを条件として、交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品は弊社によって選択されるものとし、交換前のものと同一の内容であることの保証はいたしません。なお、この場合、貴社は、交換対象となる本ソフトウェアの配給媒体を弊社に返却するものとします。また、弊社は、貴社又は第三者の故意又は過失による場合は、交換の責任を負わないものとします。

8. 輸出管理

貴社が、本ソフトウェアを直接又は間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取り扱いをする場合は、貴社の本ソフトウェアの使用継続中はもとより使用終了後といえども、輸出管理法その他関連する法令・規制を貴社自らの責任で遵守するものとし、弊社は一切の責任を負いません。

9. 責任の制限

(1) 貴社は、本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、サーバーコンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等)及び危険はすべて貴社のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの不適合を修正するための修正プログラムが弊社より提供されなかったこと若しくは提供された場合に貴社がその修正プログラムを適用しなかったこと又は適用したこと、弊社がサービスを提供しなかったこと若しくは提供した場合に貴社がそれを利用しなかったこと又は利用したこと等を含みます。

(2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、弊社は、貴社その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的又は結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、弊社は、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

10. 守秘義務

貴社は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。

11. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア(HTML プログラム部分及び各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメント等の文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、本章において「知的財産権等」という。)は、弊社に帰属します。
- (2) 知的財産権等は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。したがって、貴社はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3) 弊社は、本規約において貴社に対して明示的に許諾されていない権利をすべて留保します。

第13章 ハニカム・テクノロジー株式会社 RRMS 使用許諾規約 (規約種類:購入型 ver1.0)

弊社のソフトウェア製品 RRMS(購入型)(以下、本章において「本ソフトウェア」という。)の使用権(以下、本章において「本ライセンス」という。)の購入について、次のとおり規定します。

なお、本規約は、弊社が貴社に提供する本ソフトウェアの機能追加・変更版、バージョンアップ版、並びにその他弊社が提供する全てのソフトウェア及びサポートサービスにも適用されるものとしますが、これらのソフトウェア及びサービスに別途規約が付属している場合は、当該規約が適用されるものとします。本ソフトウェアの稼動環境仕様については、弊社から貴社に提示する御見積兼発注書別紙をご確認ください。

1. 定義

- (1)「本契約」: 貴社と弊社との間の本規約に基づく契約をいいます。
- (2)「本ライセンス」: 本契約で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- (3)「登録ユーザー」: 本ソフトウェアを使用する方として、本ソフトウェアに登録された方をいいます。
 - ①貴社は、本ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で登録ユーザーを登録することができます。
 - ②1つのライセンスで許諾されたユーザーの数を複数のライセンスに分割することはできません。1つの登録ユーザー名で利用できるのはおひとりのみとし、複数の方が同一のユーザー名で使用することはできません。
 - ③登録ユーザーは貴社及び貴社が雇用する従業員のみとします。なお、貴社が、子会社を含む関係会社、業務委託先等、当該従業員以外の者に本ソフトウェアを利用させることを希望する場合、貴社は、弊社に対し、あらかじめその旨を通知し、弊社の書面による承諾を得ることを必要とします。弊社は許諾ユーザー数の範囲内においてその承諾を不合理に拒否しないものとします。

2. 使用範囲

弊社は、貴社が、御見積兼発注書に定める料金を、弊社から貴社へ発行する御請求書に従い、お支払いすることを条件として、貴社に対し以下の権利を許諾します。

- (1) 弊社は、貴社に対し、本ソフトウェアを、貴社の事業に使用するために、貴社が管理する1台のサーバーコンピュータにインストールして使用することを許諾します。
- (2) 貴社は、本ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で本ソフトウェアを使用するユーザーを登録することができます。機能追加・変更又はバージョンアップがされた場合、その後のソフトウェアの登録可能ユーザー数は当初許諾されたユーザー数が上限となります。ユーザー数を追加するために、別途、ライセンスのご発注があった場合、後から追加したライセンスは本ライセンスに統合されるものとし、本ソフトウェアにおいては依然として1つのライセンスのみが有効であるものとみなします。
- (3) 本ソフトウェアの一部の機能に関して、使用する際、本ライセンスと異なるライセンスの購入、別途プログラムのインストール等が必要となる場合があります。

3. その他の条件

(1) 貴社は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。

① 貴社の入力されたデータをバックアップする目的。但し、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。

② 本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等が貴社ご利用の本ソフトウェアや、貴社のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的。但し、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行なうためにのみ使用されるものであって、適合テストの終了後は、速やかに破棄するものとします。

(2) 貴社は、本ソフトウェアを貴社の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。

(3) 貴社は、以下の各号に記載のことをしてはいけません。

① 国内、海外問わず、本ソフトウェアの第三者に対する頒布、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）等。

② 本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等、及び、ライセンスの譲渡、転売、付与、又はその使用の再許諾。

③ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、又は本ソフトウェアの派生ソフトウェアの作成。

④ 本ソフトウェアに含まれるコンテンツ、メソッド、プロセス、技術、アイデア、コンセプト、営業秘密、ノウハウを利用した、本ソフトウェアと類似とみなされるソフトウェアの開発、販売。

4. 追加条件書

本ソフトウェアに追加の使用条件がある場合、御見積兼発注書別紙の定めが併せて適用されるものとし、本規約と異なる定めがある場合は当該別紙の定めが優先して適用されるものとします。

5. 本契約の解除及び終了

(1) 貴社が本契約の条項及び条件の一に違反した場合、弊社は本契約を何らの催告なくして即時解除することができます。

(2) 本契約が解除及び終了となった場合、貴社は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、及びその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。

(3) 本契約の解除及び終了に伴って本ソフトウェアの全部又は一部が利用不可能となることによって、貴社又は第三者が被った損害等について、弊社は一切責任を負いません。

6. 保証の制限

(1) 弊社は、本ソフトウェアに含まれた機能が貴社の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに不適合（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。

(2) 弊社は本ソフトウェアの機能及び本ソフトウェアに付随するサービス等について、貴社の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を継続的に保証するものではありません。

(3) 弊社の口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

(4) 弊社は、本ソフトウェアの配給媒体(ソフトウェアの記録媒体、その他説明書等)に物理的な不適合がある場合、納品から30日以内に貴社が弊社に連絡することを条件として、交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品は弊社によって選択されるものとし、交換前のものと同一の内容であることの保証はいたしません。なお、この場合、貴社は、交換対象となる本ソフトウェアの配給媒体を弊社に返却するものとします。また、弊社は、貴社又は第三者の故意又は過失による場合は、交換の責任を負わないものとします。

7. 輸出管理

貴社が、本ソフトウェアを直接又は間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取り扱いをする場合は、貴社の本ソフトウェアの使用継続中はもとより使用終了後といえども、輸出管理法その他関連する法令・規制を貴社自らの責任で遵守するものとし、弊社は一切の責任を負いません。

8. 責任の制限

(1) 貴社は、本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、サーバーコンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等)及び危険はすべて貴社のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用及び本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの不適合を修正するための修正プログラムが弊社より提供されなかったこと若しくは提供された場合に貴社がその修正プログラムを適用しなかったこと又は適用したこと、弊社がサービスを提供しなかったこと若しくは提供した場合に貴社がそれを利用しなかったこと又は利用したこと等を含みます。

(2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、弊社は、貴社その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的又は結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、弊社は、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

9. 守秘義務

貴社は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。

10. 著作権等

(1) 本ソフトウェア(HTML プログラム部分及び各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメント等の文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、本章において「知的財産権等」という。)は、弊社に帰属します。

(2) 知的財産権等は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。したがって、貴社はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

(3) 弊社は、本規約において貴社に対して明示的に許諾されていない権利をすべて留保します。

問い合わせ先 ハニカム・テクノロジー株式会社

TEL:03-5207-2922 FAX:03-5207-2923

E-mail: sales@honeycomb-tr.com

第1版 2020年10月1日 制定・発効

2021年2月16日 改定

2021年2月25日 改定

2021年6月15日 改定

2021年11月15日 改定

2022年12月1日 改定



ハニカム・テクノロジー株式会社へのお支払いについて

弊社は発注依頼の業務に係るお支払いについて、以下のとおり、規定しております。

1. 請求書発行時期

- (1) 納期 3 ヶ月未満の業務委託：納品時
(例：SDS・ラベル 翻訳作成サービス、既存物質リスト調査、翻訳サービス※ 1、台湾秘密保持申請サービス※ 2、RRMS使用許諾（購入型）など)
- (2) 納期 3 ヶ月以上の業務委託：契約成立時（50%前払い）、納品時（残額50%）
(例：新規・既存登録受託など)
- (3) 安全性・毒性試験業務委託及び当局への支払い発生業務委託：契約成立時（全額前払い）
※ 理由：試験機関への支払いが契約成立時となっているため。
- (4) 年間契約サービス 1：契約成立時及び契約更新時
(例：年間基本コンサルティングサービス、SDS対象国法規制保守管理受託サービス、RRMS使用許諾（Subscription型）など)

年間契約サービス 2：登録完了及び更新完了時

(例：中国化学品 24 時間救援電話サービス、中国国内連絡先電話番号提供サービス、台湾毒性化学品 24 時間緊急対応電話サービス、ケミスパート会員)

- (5) その他：双方、協議により決定

なお、発注依頼の事前通知により発生した業務は双方、協議により、支払い費用等を決定する。

※ 1 翻訳済商品は、購入契約成立時

※ 2 変更申請は、申請完了時

2. お支払い方法

請求書受領後、翌月末までに現金にて下記の振込口座番号へご入金いただきますようお願い致します。但し、前1項 (3) については、試験機関への支払いの関係上、請求書受領後30日以内に

入金いただきますようお願い致します。なお、手形でのお支払いはお受けしておりません。

※海外からの送金の場合も日本円にてお支払いください。お客様の必要に応じ、英文請求書を提出いたします。

※日本国内からお振込頂く場合と、海外からお振込頂く場合では振込先が異なりますのでご注意ください。下記振込先銀行情報をご確認下さい。

■ 振込先銀行

【日本国内からお振込頂く場合】

銀行名	三菱UFJ銀行	銀行コード	0005
支店名	町田支店	支店コード	228
口座番号	2485494	預金種別	普通口座
口座名義	ハニカムテクノリサーチ（カ）		

振込手数料：お客様のご負担

支払い条件：月末締め翌月末払い

請求書原紙の郵送：2019年3月15日より請求書の電子化を実施させて頂くこととなりましたので、原則として紙媒体による請求書送付を停止しております。

【海外からお振込頂く場合】

SWIFTコード	RAKTJPJT
受取銀行名/支店名	RAKUTEN BANK, LTD. HEAD OFFICE
銀行住所	1-14-1 TAMAGAWA, SETAGAYA-KU, TOKYO, JAPAN
受取人口座番号	251-7802967
口座名義	HONEYCOMB TECHNO RESEARCH INC.
受取人名	HONEYCOMB TECHNO RESEARCH INC.
受取人住所	2-2-18, Sotokanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0021, Japan
中継銀行SWIFTコード	SMBCJPJT
中継銀行名	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION, TOKYO, JAPAN

振込手数料：お客様のご負担

支払い条件：月末締め翌月末払い

請求書原紙の郵送：2019年3月15日より請求書の電子化を実施させて頂くこととなりましたので、原則として紙媒体による請求書送付を停止しております。

但し、やむを得ない事情がある場合には、ご相談ください。

海外からのお振込みの場合、請求書記載の御請求金額が、弊社の口座への最終入金額となりますように、お支払い下さい。

海外振込手数料等の費用はお客様ご負担にてお願い致します。

3. その他

取引が初回となる場合においては、着手金を振り込んで頂く場合もあります。